

## 令和6年度熊本市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	10ヶ所
(2) 年 間 総 給 水 量	61,941m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	170m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		6,753千円
第1項 営 業 収 益		3,594千円
第2項 営 業 外 収 益		3,159千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		6,753千円
第1項 営 業 費 用		6,252千円
第2項 営 業 外 費 用		201千円
第3項 予 備 費		300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 776千円は、過年度分損益勘定留保資金 763千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 13千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出	776千円
第1項 建設改良費	150千円
第2項 企業債償還金	126千円
第3項 予備費	500千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、970千円である。

熊本市長 大西一史